

青森県下漁協役職員研修会

平成十五年五月二十九日(木)午前十一時から青森県水産ビルにおいて、青森県漁連が主催する漁協役職員研修が開催された。参加範囲は漁協役員、参事、筆頭職員および市町村漁協合併担当職員、系統団体職員で、百八十六名の参加者があった。

主催者を代表し青森県漁連後藤専務が、「水協法等に伴う諸制度の改正により、漁協定款をはじめ、事務手続き等についての理解を深めるとともに、全国的にも合併の気運が高まる中で、漁協合併推進上、市町村漁協合併担当者に漁協組織の理解を深め、

「漁協合併推進に尽力してもらいたい。」と主催者の挨拶を述べた。



主催者として挨拶する県漁連後藤専務



研修を受講する役職員

研修内容

1 認定漁協について

青森県団体経営改善課・水産業団体指導グループより説明。
認定基準については次のとおり。

「認定漁協」の基準

- ① 確実に指導事業を実施し得る一定の組織規模を有すること。
- ② 指導事業の専任職員が1人以上いること
(指導事業を実施し得る一定の財務基盤を有すること。
(販売事業金額が一定規模(20億円程度)以上であること)
- ③ 有効に指導事業を実施し得る一定の地域の広がり
を有すること。
(JFの地区が市町村区域以上)
- ④ 資源管理等の指導事業を実施した実績又は計画があること。
(資源管理規定の締結、資源管理協定への参加等)

2 水産業協同組合法(水協法)等に伴う諸制度の改正概要について

- (1) 政令、省令、命令等の改正内容
模範定款例の改正内容
業務報告書基準様式の改正概要
全国漁業協同組合連合会
信用・組織経営部 杉田 成 氏
- (2) 水産業協同組合法の一部改正項目
水産資源の管理の取組の促進
事業に位置付けの明確化(第11条第1項(第89条第1項))
資源管理規程の拡充(第11条の2第1項)
組合の事業拡充
国債容販、投信容販業務等の追加(第11条第3項、第4項(第87条第4項、第5項)他)
業務執行体制の強化
信用事業担当常勤理事の設置(第34条第3項(第92条第3項)他)
経営管理委員会制度の導入(第34条の2第1項(第92条第3項)他)
監査手続き等(第40条(他)第54条の4(他)
信用事業の健全な確保
- (3) 最低出資金額の引き上げ(第11条の3第2項(第96条第1項))
連結対象子会社の拡大等(第11条の6(第11条の8第2項))
信用事業の区分経理(第11条の10)他
信用事業譲渡の許可制の導入(第54条の2第1項(第3項)他)
その他
定款等の軽微な変更の提出(第11条の4第3項、第4項)
子会社保有規制等の緩和(第17条の2、3)他
総会議事項目の削除(第48条第1項第6号)他
準備金制度の改善(第55条)他
経営内容の開示制度の拡充(第58条の3)他
合併手続きの簡素化(第69条第5項)他
- (4) 退職給付会計と退職引当金について
退職給付会計の基礎・計算・仕訳
退職給与引当金制度の廃止について
(廃止についての経過措置と申告業務)
全漁連顧問税理士 藤井 保男 先生
- (5) 信用事業の健全な確保